リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人リープ共創基金(以下「当法人」という。)におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び当法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、当法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、当法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(具体的リスクの回避等の措置)

第5条 役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容 及び程度を適切に評価するとともに、当法人にとって最小のコストで最良の結果が得られる よう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置(以下「回避等措置」という。)を事前に講 じる努力をしなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

- 第6条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じる当法人の物理的、 経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な 注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別 の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。
 - 2 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。
 - 3 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインからの通

報である場合には、当該具体的リスクに対する対応については、内部通報規程に基づく対応 を優先する。

(具体的リスクの処理後の報告)

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を 作成し、代表理事に報告しなければならない。

(緊急事態への対応)

第8条 当法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、代表理事をリスク管理統括責任 者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

- 第9条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、当法人、当法人の事業 所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、当法人を挙げた対応が必要 である場合をいう。
 - (1) 自然災害 地震、風水害等の災害
 - (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ② 当法人の活動に起因する重大な事故
 - ③ 役職員に係る重大な人身事故
 - (3) インフルエンザ等の感染症
 - (4) 犯罪
 - ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
 - ② 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ③ 内部者による背任、横領等の不祥事
 - (5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
 - (6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

- 第10条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、代表理事に通報し、代表理事は必要 各所に通報するものとする。
 - 2 緊急事態通報に当たっては、迅速性を最優先する。従って、前項における通報先が不在の場合や、緊急性が極めて高い場合には、臨機の措置をとることを要する。
 - 3 通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報するものとし、その確証を得ることを待たないものとする。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

- 第11条 緊急事態の発生時においては、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。
- (1) 地震、風水害等の自然災害
 - ① 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ② 災害対策の強化を図る。
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ・生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
 - ・事故の再発防止を図る。
 - ② 当法人の活動に起因する重大な事故
 - ・全ての利害関係者の生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・事故の再発防止を図る。
 - ③ 役職員に係る重大な人身事故
 - ・生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・事故の再発防止を図る。
- (3) インフルエンザ等の感染症
 - ・生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
 - ・集団感染の予防を図る。
- (4) 犯罪
 - ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
 - ・生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・再発防止を図る。
 - ② 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ・当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・再発防止を図る
 - ③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - ・事態の大小に応じて、早急な対応を実施する
 - ・コンプライアンス担当評議員および監事と共に外部委員会の設置の必要性を協議し、必要性に応じて、原因の究明と再発防止を図る。
- (5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
 - ・被害状況(機密情報漏えいの有無、当法人外への被害拡大や影響の有無)の把握
 - ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・再発防止を図る。
- (6) その他経営上の事象

当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

第12条 緊急事態の発生時においては代表理事を責任者として、以下の対応を行う。

- (1) 情報の収集、確認及び分析
- (2) 初期対応の決定及び指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報又は対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
- (5) 当法人の内部での連絡の内容、時期及び方法の決定
- (6) 対策室から指示、連絡、又は命令ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の役割分担等の決定、対策実施の指示及びその実施状況の確認
- (8) その他必要事項の決定

(報道機関への対応)

第13条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支 障を来たさない範囲において、取材に応じる。

(届出)

- 第14条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。
 - 2 前項に規定する届出は、代表理事がこれを行う。

(理事会への報告)

- 第15条緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。
 - (1) 実施内容
 - (2) 実施に至る経緯
 - (3) 実施に要した費用
 - (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容
 - (5) 今後の対策方針

(懲戒)

- 第16条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。
 - (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
 - (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
 - (3) 具体的リスクの解決について、当法人の指示・命令に従わなかった者
 - (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、当法人の許可なく外部に漏らした者
 - (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において当法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

- 第17条 前条の懲戒処分の内容は、役員(監事を除く。以下本条及び次条において同じ。)又は 職員の情状により次のとおりとする。
 - (1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。
 - (2) 職員については、就業規則に従うものとする。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則

この規程は、2020 年 6月8日から施行する。(2020 年 6 月 8 日評議員会決議)